

平成14年9月6日

新たな看護のあり方に関する検討会中間まとめ（案）
についての意見

委員 藤上 雅子

本中間まとめ（案）におきましては、「医師の指示に基づく看護師等による静脈注射の実施について、関連通知の改廃を含め行政解釈を改めることが必要である」と述べられておりますが、注射薬の取扱いについては全く言及されておられません。

注射に関する医療事故には、「注射」という医療行為に起因するものと、「注射薬」という薬剤に起因するものがあり、静脈注射の安全性を確保する上では、「注射薬」の取扱いについても配慮が必要であります。

つきましては、本検討会の最終まとめ、並びに、医師の指示に基づく看護師等による静脈注射の実施について行政解釈を改めるに当たっては、注射薬の取扱いについてもご検討いただきますよう、ご高配の程お願い申し上げます。